

木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金

申請の手引き

令和8年7月

木津川市

問い合わせ先

木津川市建設部農政課

電話番号：0774-75-1220

受付時間：9:00～16:30

(土、日、祝日を除く月曜日から金曜日)

申請書等のダウンロード <https://www.city.kizugawa.lg.jp/>



1 事業の概要について

(1) 木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金とは

原油価格及び物価高騰の影響を受けた農業経営を行っている生産者に対し、農業経営の安定と農業の持続的発展を図ることを目的に、必要な資機材、肥料、燃料などの費用として幅広く使っていただける給付金です。

(2) 給付対象者

次の①から④の全てに該当する農業経営を行っている生産者

- ① 令和8年7月1日現在、木津川市内に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人
 - ② 個人は、令和7年分の確定申告または令和8年度市民税・府民税申告、法人は、直近の事業年度に係る法人税確定申告（以下、「確定申告等」という。）において農業に係る販売金額が30万円以上の方若しくは確定申告等の必要が無い方で30万円以上の農産物販売金額を証明できる方
 - ③ 今後も農業経営を継続する意思がある方
 - ④ 市税に未納や滞納のない方
- ※ 令和7年1月1日以降に新たに農業経営を開始した生産者に係る特例等は、13ページをご確認ください。

(3) 給付額

下表の区分に従って**最大20万円**を給付

農産物販売金額	給付額
30万円以上100万円未満	2万円
100万円以上300万円未満	5万円
300万円以上500万円未満	10万円
500万円以上1000万円未満	15万円
1000万円以上	20万円

※ 農産物の販売金額は、確定申告等で確認します。

※ 確定申告等を行う必要のない方で30万円以上の販売金額の証明ができる方は、一律2万円の給付です。

(4) 申請期間

令和8年7月1日（水）から令和8年11月30日（月）まで

③ 不給付要件について

次のいずれかに該当する場合は、本給付金の給付対象外となります。

- ・既に給付を受けた者
- ・木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団関係者」という。）と認められる者
- ・暴力団関係者が経営に事実上参画している者
- ・上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

④ 誓約・同意事項について

木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金の支給を申請するにあたり以下の全てに対して誓約及び同意していただきます（申請書面で必ず確認ください。）。

- ・給付対象者の要件を全て満たしていること
- ・申請書類及び添付されている証拠書類等の内容に虚偽がないこと
- ・不給付要件に該当していないこと
- ・市から申請書類等の追加の求めがあった場合は、応じること
- ・市が必要に応じて税務情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料（税務情報を含む。）の提供等を他の行政機関に求めること並びに立入検査を行うことに同意すること
- ・不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金を返還すること
- ・木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金要綱を遵守すること

(2) 申請期限・方法について確認する

① 申請期間について

申請期間は、令和8年7月1日(水)から令和8年11月30日(月)まで。
申請期間を過ぎると受付ができなくなりますので、必ず申請期間内に申請してください。

② 申請方法について

農政課窓口又は郵送で申請してください。

【ご注意ください】

- ・郵送申請による場合は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法で行ってください。
- ・当該給付金の申請にあたっての郵送料等は、申請者負担です。
- ・WEBからの申請は、本給付事業では対応しておりませんのでご注意ください。

③ 申請書類の提出先について

【窓口申請の場合】

木津川市役所3階 農政課窓口（4番窓口）

【郵送申請の場合】

（あて先）

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9
木津川市建設部農政課 宛て

【ご注意ください】

- ・令和8年11月30日（月）消印有効です。
- ・封筒には、必ず差出人の住所・氏名をご記入ください。

(3) 申請書及び添付書類を準備する

申請には、次の書類を準備していただく必要があります。

① 個人（個人事業主）での申請の場合について

ア
農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）

(表)

(裏)

イ 誓約・同意書（別記様式第2号）

ウ 通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるようにしてください。

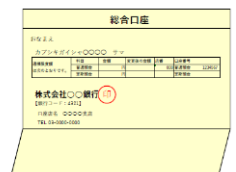
また、電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。

【ご注意ください】

画像が、不鮮明な場合や、銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません。

(通帳の表面)

(通帳を開いた1・2ページ目)



(電子通帳の場合は、画像の写し)



エ 本人確認書類

本人確認書類は、次のいずれかの写しを住所、氏名、顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- ① 運転免許証（両面）
（返納している場合は、運転経歴証明書でも可。）
- ② 個人番号カード（表面のみ）
- ③ 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
- ④ 在留カード、特別永住者証明書
- ⑤ パスポート

※いずれの場合も申請時点で有効なものに限ります。

なお、①から⑤を保有していない場合は、お問い合わせください。

①運転免許証（両面）



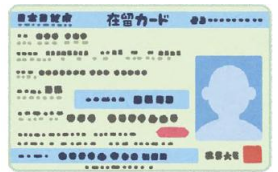
②個人番号カード（表面）



③住民基本台帳カード（表面）



④在留カード等（両面）



⑤パスポート



オ 農業に係る販売金額が確認できる書類

- ① 確定申告等で販売金額を確認する場合は次のいずれかの書類
 - ・令和7年分の確定申告書第一表の写し
 - ・令和8年度市民税・府民税申告書の写し

- ② 確定申告等を行っていない場合は、領収書等の書類
 - ・領収書の写し
 - ・納品伝票の写し
 - ・販売伝票の写し など

領収書等については、以下の内容が記載されているものに限ります。

- ・領収日（納品伝票の場合は納品日など）
- ・宛名
- ・金額及び内容
- ・発行者の住所、氏名、連絡先及び領収印（納品伝票の場合は受領者のサインなど）

確定申告書第一表の写し又は市民税府民税申告書の写し

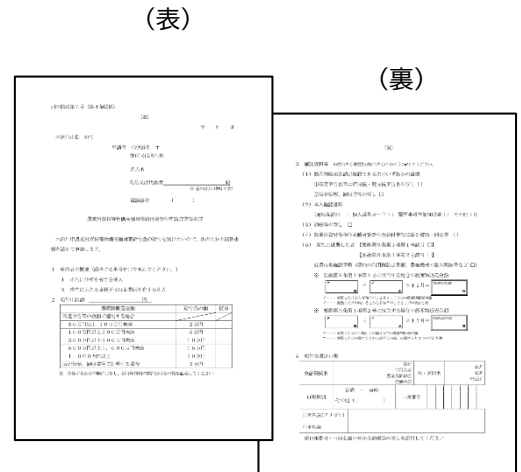


領収書等の写し

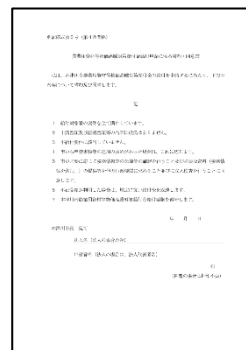


② 法人での申請の場合について

ア 農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）



イ 誓約・同意書（別記様式第2号）



ウ 通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるようにしてください。

また、電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。

【ご注意ください】

画像が、不鮮明な場合や、銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません。

(通帳の表面) (通帳を開いた1・2ページ目)



(電子通帳の場合は、画像の写し)



エ 本人（事業所）確認書類

申請日時点で有効な履歴事項全部証明書を提出してください。

履歴事項全部証明書

京都府木津川市木津港外110番9
木津川農産農園株式会社

会社法人番号	□□□□-□□-□□□□□□	
番号	大津川農産株式会社 木津川農産農園株式会社	令和□年□月□日変更 令和□年□月□日変更
本店	京都府木津川市木津港外110番9	
公布する方法	官報に掲載する	
会社設立の日	平成□年□月□日	
目的	1. 農産物の生産及び販売 2. 農産物の加工・包装及び販売 3. 農産物販売所の運営 4. 農作業の作業受委託 5. 農地の耕作作業 6. 前各号に掲げられたる一切の業務	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式総数	発行可能株式総数	
定款に種類及び数	□□株	
資本金の額	金□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する事項	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 木津川 二郎 取締役 木津川 花子 代表取締役 木津川 太郎	平成□年□月□日兼任 平成□年□月□日兼任 平成□年□月□日兼任 平成□年□月□日兼任
取締役会設置会社に 関する事項	取締役会設置会社	
登記変更に関する事項	設立 平成□年□月□日	

これは登記簿に記載されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(□□は省略略称)

令和□年□月□日
□□法務局□□支局
登記官 □□ □□

オ 農業に係る販売金額が確認できる書類

令和7年事業年度終了分の次の書類

- ・ 確定申告書第一表の写し
- ・ 法人事業概況説明書の写し（両面）

確定申告書第一表の写し

法人事業概況説明書の写し (表)

(裏)

(4) 申請書を作成する

① 申請書の記載例について（個人・法人共通）

■申請書（表面）

別記様式第1号（第4条関係）

(表)

年 月 日

木津川市長 宛て

申請者 郵便番号 〒
住所又は所在地
法人名
氏名又は代表者 _____
(自署の場合は押印不要)

電話番号 ()

農管用資材等物価高騰対策給付金給付申請書兼請求書

木津川市農管用資材等物価高騰対策給付金の給付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要（該当する番号を○で囲んでください。）

1 市内に住所を有する個人

2 市内に主たる事務所又は事業所を有する法人

2 給付申請額 _____ 円

農産物販売金額	給付金の額	区分
確定申告等の金額で証明する場合		
30万円以上 100万円未満	2万円	
100万円以上 300万円未満	5万円	
300万円以上 500万円未満	10万円	
500万円以上 1,000万円未満	15万円	
1,000万円以上	20万円	
販売伝票、領収書等で証明する場合	2万円	

※ 該当する区分の欄に○をし、給付申請額の欄に給付金の額を記載してください。

①申請年月日を記載してください。

②住所等の申請者情報を記載してください。
申請者ご本人（法人の場合は、代表者本人）が自署される場合は、押印不要です。

③日中連絡が取れる連絡先を記載してください。

④確定申告書第一表又は市民税・府民税の農業収入の欄を確認し、該当する区分に○をし、給付申請額に金額を記載してください。

■申請書（裏面）

(裏)

3 確認資料等 ※提出する書類及び該当する内容の□に✓してください。

- (1) 農産物販売金額が確認できる次のいずれかの書類
 - ①確定申告書又は市民税・府民税申告書の写し □
 - ②販売伝票、領収書等の写し □
- (2) 本人確認書類
 - (運転免許証 □ 個人番号カード □ 履歴事項全部証明書 □ その他 □)
- (3) 通帳等の写し □
- (4) 農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請に係る誓約・同意書 □

(5) 新たに就農した者 【要綱第9条第1項第1号該当 □】

【要綱第9条第1項第2号該当 □】

就農時期確認書類 (農地の利用権設定書類、農業機械の購入明細書など □)

※ 要綱第9条第1項第1号に該当する場合の農産物販売金額

ア	円	÷	イ	月	× 12 月 =	農産物販売金額
						円

ア・・・就農した日から令和7年12月までの農産物販売金額
イ・・・就農した日の属する月から令和7年12月までの合計月数

※ 要綱第9条第1項第2号に該当する場合の農産物販売金額

ウ	円	÷	エ	月	× 12 月 =	農産物販売金額
						円

ウ・・・就農した日から施行日の前日までの農産物販売金額
エ・・・就農した日の属する月から施行日の前日の属する月までの合計月数

4 給付金振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合 労働金庫	本・支店名	本店 支店 出張所
口座種別	普通 ・ 当座 その他 ()	口座番号	
口座名義(フリガナ)			
口座名義			

※口座番号・口座名義の分かる通帳等の写しを添付してください

⑤添付書類を確認し、✓を付けてください。

⑥算定方法等の特例（13ページ）に該当する場合は、該当箇所✓及び必要箇所に金額等を記載してください。

⑦通帳等を確認し、間違いが無いように記載してください。

■宣誓・同意書

別記様式第2号（第4条関係）

農業用資材等物価高騰対策給付金給付申請に係る誓約・同意書

私は、木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金の給付を申請するに当たり、下記の内容について誓約及び同意します。

記

- 1 給付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 申請書類及び証拠書類等の内容に虚偽はありません。
- 3 不給付要件に該当していません。
- 4 市から申請書類等の追加の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 市が必要に応じて税務情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料（税務情報を含む。）の提供等を他の行政機関に求めること並びに立入検査を行うことに同意します。
- 6 不正受給が判明した場合は、規定に従い給付金を返還します。
- 7 木津川市農業用資材等物価高騰対策給付金給付要綱を遵守します。

年 月 日

木津川市長 宛て

法人名（法人の場合のみ）

申請者名（法人の場合は、法人代表者名）

④

（自署の場合は押印不要）

①申請日と同日で記載してください。

②自署の場合は、押印不要です。

(5) 農産物販売金額の算定方法等の特例

① 新規就農特例

①-1	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間で新たに新規就農した者の農産物販売金額に対する特例
①-2	令和8年1月1日から施行日の前日（6月30日）までの間で新たに新規就農した者の農産物販売金額に対する特例

② 法人成り特例

②-1	農産物販売金額の確認をする年の間に個人（個人事業主）から法人成りした者に対する特例
-----	---

【ご注意ください】

上記に該当する場合で、就農した日又は法人成りした日以降における最初の確定申告等の申告期日が、未到達等の事由により申告書の提出が困難な者については、領収書、販売伝票等の提出により確定申告等がなされたものとして、給付金の額を決定します。

①-1 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間で新たに新規就農した者の農産物販売金額に対する特例

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間で新たに就農した場合、1年を通じての販売金額とならない場合があることから、確定申告書等で確認する農業に係る販売金額を次の計算式のとおりとします。

計算方法：

農業に係る販売金額 ÷ A × 12か月 = 農産物販売金額

A・・・就農した日の属する月から令和7年12月までの月数

※ 就農した日とは、農地の権原を取得した日、農産物の販売を開始した日又は主たる農業機械を取得した日（リースを含む）のいずれかの最も早い日（法人の場合にあっては、法人設立年月日）。

- ・農地の権原を取得した日・・・農地台帳、利用集積計画明細書などで確認
- ・農産物の販売を開始した日・・・領収書、取引口座の通帳などで確認
- ・主たる農業機械を取得した日・・・契約書、領収書等で確認

①－２ 令和８年１月１日から施行日の前日（６月３０日）までの間で新たに新規就農した者の農産物販売金額に対する特例

令和８年１月１日から施行日の前日（６月３０日）までの間で新たに就農した場合、１年を通じての販売金額とならないこと並びに確定申告の申告期限が到達していないことから確定申告書等の証拠書類で農産物販売金額を確認できないことから、農業に係る販売金額等を次の計算方法等で確認します。

計算方法：

農業に係る販売金額 ÷ A × 12か月 = 農産物販売金額

A・・・就農した日の属する月から令和８年６月までの月数

※ 就農した日とは、農地の権原を取得した日、農産物の販売を開始した日又は主たる農業機械を取得した日（リースを含む）のいずれかの最も早い日（法人の場合にあっては、法人設立年月日）。

- ・農地の権原を取得した日・・・農地台帳、利用集積計画明細書などで確認
- ・農産物の販売を開始した日・・・領収書、取引口座の通帳などで確認
- ・主たる農業機械を取得した日・・・契約書、領収書等で確認

農産物販売金額の確認書類：

上記の期間における領収書、取引口座の通帳等で確認します。

②－１ 農産物販売金額の確認をする年の間に個人（個人事業主）から法人成りした者に対する特例

農産物販売金額を確認する対象年の途中で個人（個人事業主）から法人成りした場
合については、農業に係る販売金額等を次の計算方法等で確認します。

また、①－１又は①－２に該当する場合は、それぞれの方法で更に調整します。

計算方法：

当該期間における

個人の農産物販売金額 + 法人の農産物販売金額 = 農産物販売金額

農産物販売金額の確認書類：

個人、法人それぞれの確定申告書等で確認します。

3 よくあるご質問

Q1 家庭菜園で栽培した野菜を知り合いに販売したことがあります。本給付金の対象になりますか。

A1 いいえ。本給付金の対象者は、農業経営を行っている生産者となっていることから、レクリエーションや趣味といった目的で行われている家庭菜園等での販売金額は対象としておりません。

Q2 親子で農業経営をしていますが、それぞれ別人格として確定申告をしています。その場合は、親子それぞれで給付金を申請できるのでしょうか。

A2 はい。それぞれで確定申告をしているのであれば、それぞれで給付金を申請することは、可能です。

Q3 経営農地は木津川市ですが、住んでいる所は別の市町村です。申請は可能でしょうか。

A3 いいえ。本給付金の対象者は、令和8年7月1日時点で木津川市内に住所を有する個人又は法人となり、運転免許証等により確認することとなっております。ご質問の場合では、住所地が他の市町村のため、本給付金の対象には該当しません。

Q4 振込先口座がネット口座であり、通帳やキャッシュカードがない場合は、何を提出すればいいですか。

A4 電子通帳や当座口座など、紙媒体の通帳やキャッシュカードがない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

Q5 6月に木津川市に転入してきましたが、運転免許証に記載されている住所が前住所となっています。運転免許証以外にも何か証明できる書類は必要ですか。

A5 運転免許証の住所変更手続きを行っていただくか、住民票など住所がわかる書類を別途ご提出ください。

Q6 確定申告等をする必要がないため、領収書の写しを提出します。領収証等は、30万円以上のもの1枚でなければなりませんか。

A6 いいえ。合算可能ですので、令和7年に30万円以上の販売を行っていることが確認できるよう、複数枚ご提出いただいてもかまいません。

Q10 WEB申請は、可能でしょうか。

A10 いいえ。本給付金の申請は、窓口申請又は郵送申請のみとなっています。郵送申請の場合は、令和8年11月30日の消印があるものまでが有効となりますが、お早めに申請をお願いします。

Q11 申請した後、給付金はいつ頃に振り込まれるのでしょうか。

A11 申請手続後、概ね1か月を目途に送金できるよう事務処理を行います。

Q12 給付金は、課税対象となるのでしょうか。

A12 税務上の課税対象となります。ただし、経営状況により損金や必要経費が多くなり、結果として課税所得が生じない場合もありますので、詳しくは、税務署、税理士等へご相談ください。

4 申請後の流れ

- (1) 申請いただいた内容、証拠書類等を確認いたします。
不明な点が発生した場合は、記載の連絡先へ連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いします。
- (2) 審査完了後、給付（不給付）決定通知を発送いたします。
給付決定後、1か月程度で指定された口座に振り込みをいたします。
給付通知の到着前に振込が行われる場合もございますので、予めご了承ください。
- (3) **不正受給発覚時の対応**
提出された書類等に不審な点が見られた場合、調査を行う事があります。
調査の結果によって、不正受給と判明した場合、規定に従い給付金の返還等を求める場合があります。

【問い合わせ先】

木津川市建設部農政課

電話番号：0774-75-1220

受付時間：9:00～16:30（土、日、祝日を除く月曜日～金曜日）

給付金を装った詐欺にご注意ください！